

不正な取引に関与した事業者への取引停止等の処分に関する方針

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本健康・栄養システム学会（以下「本会」という。）における公的研究費等（国民の税金を原資とする研究費（科学研究費助成事業（科研費）、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金、文部科学省等からの通知または配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等。以下同じ。))の適正な使用・運用を確保するため、不正な取引に関与した業者への取引停止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(取引の要件)

第2条 職員等は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない業者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる業者

(取引停止の処分の対象)

第3条 取引停止の対象となる業者は、次の各号に該当する業者とする。

- (1) 契約に当たり、必要として求めた調査資料に、虚偽の事実を記載したと認められる業者。
- (2) 見積書に故意に虚偽の事実を記載し、不利益を及ぼした業者。
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者、不正の利益を得るために連合した業者。
- (4) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた業者。
- (5) 監督又は検査の実施に当たって、職員等の職務を妨げた業者。
- (6) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった業者。
- (7) 公的研究費等を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力した業者。
- (8) 取引により得た機密情報を漏洩した業者。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、不正支出に加担し、又は協力したと認められる業者。

(処分方針)

第4条 取引停止期間は、1ヶ月以上12ヶ月以内とする。

- 2 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2ヶ月以上24ヶ月以内とする。

(処分の決定方法等)

第5条 不正な取引に関与した業者への取引停止に関する処分の決定方法等については、別途定める。

(誓約書の提出)

第6条 研究所の職員等は、一定の取引実績およびリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引の契約を締結する業者から、契約締結の前に別に定める様式により誓約書の提出を求めるものとする。

附則

(改廃)

- 1 この規程の改廃は、本会議の決議を経て行う。

(施行期日)

この規程は令和3年1月1日より施行する。